

重 要 事 項 説 明 書

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務について、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたしますので、不明な点がありましたら遠慮なくご質問ください。また、介護予防・生活支援サービス及び介護予防サービスの利用にあたり、サービスの内容については地域包括支援センター又は委託する居宅介護支援事業所にお問い合わせください。

1 概要

(センター)

事業所名	那珂市地域包括支援センター ナザレ園
所在地	那珂市門部 4 0 4 0 - 2
連絡先	0 2 9 - 3 5 2 - 2 3 2 0
事業所番号	0 8 0 2 6 0 0 0 4 9
営業日	月曜日から金曜日 (祝祭日及び12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供地域	那珂市 (額田・木崎・瓜連 地区) (東郷・南郷・北郷・鹿島・門部・北酒出・南酒出・ 静・下大賀・瓜連・中里・古徳・鹿島・平野)

(事業所)

事業所名	
所在地	
連絡先	
事業所番号	
営業日	
営業時間	
サービス提供地域	

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が自立した生活を送れるように、また老化に伴い支援が必要な者に対して、介護相談及び介護予防サービス・支援計画等の支援を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者が要支援状態になった場合に、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 要支援認定等に係る申請等に対して利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行い、また、必要な申請が行われているか否かを確認して、その支援も行います。
- ③ 利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、市、地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行なう者等との連携に努め、総合的かつ効果的に介護予防計画が提供されるように配慮します。
- ④ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスの種類、特定の事業所に不当に偏ることないように公平、中立に行います。

3 職員の職種、人員及び職務内容

〈センター〉

- | | |
|---------------|---|
| (1) 管理者（兼務） | 1名：事業所を代表して、業務の総括の任に当たる。 |
| (2) 保健師又は看護師 | 1名以上：医療・保健の専門職として高齢者の健康管理や介護予防を行う。 |
| (3) 社会福祉士 | 1名以上：総合相談・支援事業を行う。 |
| (4) 主任介護支援専門員 | 1名以上：介護支援専門員への助言・指導その他を行う。 |
| (5) 介護支援専門員 | ：介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を行い、要支援者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。 |

〈事業所〉

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| (1) 管理者（主任介護支援専門員） | 1名：事業所の職員及び業務の管理を行う。 |
| (2) 主任介護支援専門員 | 1名以上：介護支援専門員への助言・指導その他を行う（介護支援専門員兼務）。 |
| (3) 介護支援専門員 | 1名以上：介護予防支援及び介護予防ケアマ |

ネジメントの作成並びにサービスの提供に係る連絡調整を行う。

4 介護予防サービスの対象者

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者を対象者とします。

5 介護予防サービスの提供方法や内容

(1) 提供方法

- ①利用者の要支援認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援します。申請が行われており、認定を受けている場合は、認定情報の確認を行います。
- ②要支援認定者等の更新申請は、現在の要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはできるように必要な支援を行います。
- ③介護予防サービス・支援計画は、利用者と家族の意思を尊重し、医療保険・福祉等の多様なサービスを事業者と連携して、総合的、効果的に作成し、利用者の承認を得てサービス提供の手続きを行います。

(2) 内容

- ① 介護予防サービス・支援計画の作成
 - ・ 介護予防サービス・支援計画の担当者の配置
 - ・ 利用者への情報提供
 - ・ 利用者の実態把握
 - ・ サービス担当者会議の開催
 - ・ 介護予防サービス・支援計画の原案作成、原案確定
- ② サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス・支援計画作成後においても、利用者、家族及び指定介護予防サービス事業者等との連絡（1か月に1回以上）・面接（3か月に1回以上）を継続的に行うことにより、実施状況及び課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者との連絡調整、その他便宜の提供を行います（ケアマネジメントCの場合を除く）。
- ③ 介護保険施設の紹介等
- ④ 給付の管理
- ⑤利益収受の禁止

地域包括支援センター及び事業所は、介護予防サービス・支援計

画の作成又は変更に関して、利用者に対して事業者によるサービスを利用させることの対償として、事業者から金品等の利益を受け取りません。

6 利用料及びその他の費用

(1) 介護予防サービス・支援計画作成の報酬

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要した費用は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所が受領（法定代理受領）する場合は、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われな
い場合には、サービスの内容に応じて月ごとに次の単位数を基に算出
した金額をお支払いいただき、当事業所から発行する証明書を後日那珂市
の窓口を持参して申請すると、支払った金額の払い戻しが受けられる場
合があります。

① 指定介護予防支援費

介護予防支援費	4 4 2 単位
初回加算	3 0 0 単位
委託連携加算	3 0 0 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本介護報酬×1/1 0 0
業務継続計画未策定減算	基本介護報酬×1/1 0 0
処遇改善加算	基本介護報酬合計×2 1/1 0 0 0

② 介護予防ケアマネジメント費

(ケアマネジメントA)	4 4 2 単位
初回加算	3 0 0 単位
委託連携加算	3 0 0 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本介護報酬×1/1 0 0
業務継続計画未策定減算	基本介護報酬×1/1 0 0
処遇改善加算	基本介護報酬合計×2 1/1 0 0 0

③ 簡略化した介護予防ケアマネジメント費

(ケアマネジメントB)	3 0 9 単位
初回加算	3 0 0 単位
委託連携加算	3 0 0 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本介護報酬×1/1 0 0
業務継続計画未策定減算	基本介護報酬×1/1 0 0
処遇改善加算	基本介護報酬合計×2 1/1 0 0 0

④ 初回のみ介護予防ケアマネジメント費

(ケアマネジメントC)	4 4 2 単位
初回加算	3 0 0 単位

委託連携加算	300単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本介護報酬×1/100
業務継続計画未策定減算	基本介護報酬×1/100
処遇改善加算	基本介護報酬合計×21/1000

※介護報酬改定に伴い、上記①②③④の変更が生じます。

※1：基本報酬のみの場合

※2：基本報酬＋初回加算又は委託連携加算の場合

※3：基本報酬＋初回加算＋委託連携加算の場合

(2) 要支援認定等に係る各種申請の援助報酬

要支援認定申請代行費用等の利用者の費用負担はありません。

(3) 介護予防サービス事業者との連絡調整手数料

サービス事業者との連絡調整等に係る利用者の費用負担はありません。

(4) その他の費用

① 交通費

市内にお住まいの利用者は、無料です。それ以外の方は、実費相当の交通費が必要となる場合があります。

② 解約料

利用者は、いつでも解約することができ、解約に係る費用負担はありません。

7 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）の実施に取り組みます。

8 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症及びまん延等に関して、指針を整備し、委員会の開催、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施に取り組みます。

9 虐待の防止

虐待の発生またはその再発防止のため、指針を整備し、委員会の開催、定期的な研修の実施に取り組みます。

10 身体的拘束

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行

いません。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録します。

1 1 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

利用者に対する介護予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持

サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

（2）個人情報の保護

利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物を、管理者の注意を持って管理し、処分の際にも第三者への漏えいを防止します。

1 3 ハラスメント対策の強化

介護予防サービスの提供を確保する観点から、ハラスメント防止の対策を行います。ハラスメント防止のための基本方針を整備し、職員に対して、ハラスメントを防止するための研修を実施します。

利用者及び家族等が当事業所の職員に対して行う、以下のハラスメントを禁止します。利用者及び家族等から当事業所の職員に対してハラスメント行為があった場合は、契約を解除する場合があります。また、行為の内容により、関係機関への連絡、相談等の措置等を講じます。

①身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（物を投げる、叩かれる、蹴られるなど）

②精神的暴力

個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（大声を出す、理不尽な要求をするなど）

③セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為（必要もなく体に触る、卑わいな言動を繰り返すなど）

1 4 会議や多職種連携における I C T（情報通信技術）の活用

運営基準において実施が求められる各種会議（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等の活用を行います。なお、利用者又は家族が参加する場合には、テレビ電話等の活用について同意を得ます。

1 5 データベースの活用

介護保険等関連情報に関するデータベース等を活用し、介護サービスの質の向上を図る取組を推進します。

1 6 苦情申立窓口

提供した介護予防サービスや介護予防サービス・支援計画、ケアマネジメント結果に相談や苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。

那珂市地域包括支援センター ナザレ園

所在地 那珂市門部 4 0 4 0 - 2

ご利用時間 平日 午前 8 時 3 0 分～午後 1 7 時 3 0 分

ご利用方法 電話 0 2 9 （ 3 5 2 ） 2 3 2 0

那珂市役所 保健福祉部介護長寿課

介護保険グループ・高齢者支援グループ

所在地 那珂市福田 1 8 1 9 - 5

ご利用時間 平日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

ご利用方法 電話 0 2 9 （ 2 9 8 ） 1 1 1 1

茨城県国民健康保険団体連合会

所在地 水戸市笠原町 9 7 8 - 2 9

ご利用時間 平日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

ご利用方法 電話 0 2 9 （ 3 0 1 ） 1 5 6 5

年 月 日

当事業所は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者及び利用者の家族に対して、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所	所在地	_____
	事業所名	_____
	説明者	_____

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____
上記代理人	住所	_____
	氏名	_____

那珂市地域包括支援センター ナザレ園（指定介護予防支援事業所）

所在地	那珂市門部4040-2
電話番号	029（352）2320